

2018 年 1 月 31 日

広東省の外資優遇策 ～ 市場参入の規制緩和、財政支援など 10 項目の措置 ～

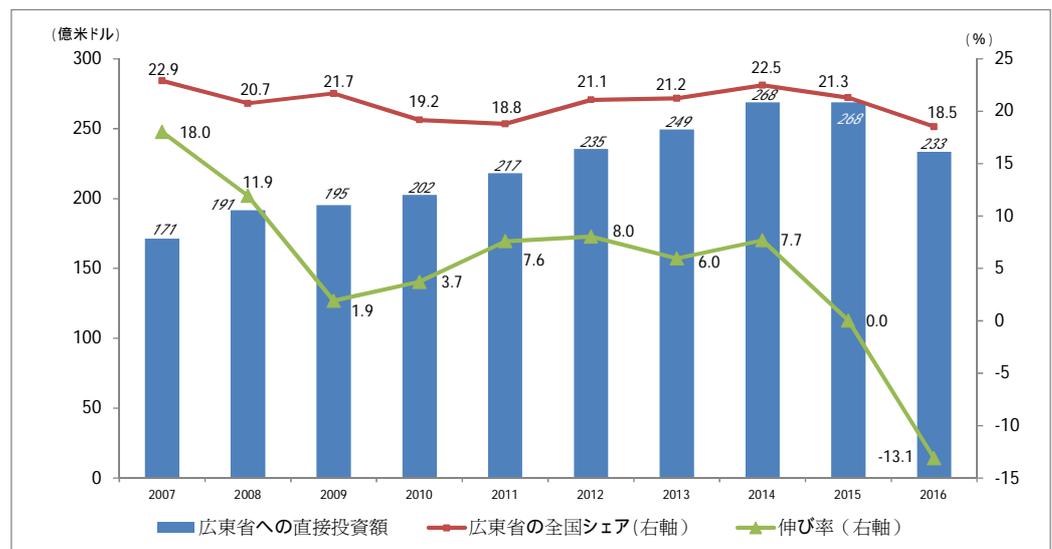
広東省政府は2017年12月1日付けで「広東省対外開放の拡大及び外資の積極利用に関する若干の政策措置」(粵府[2017]125号)(以下、「外資十カ条」)を公布し、外資の導入促進を目的とした10項目の政策措置を打ち出しました。本稿では、その概要について纏めます。

背景

中国の対内直接投資は近年伸び悩み、2016年の投資額(実行ベース)は0.2%減と4年ぶりにマイナスに転じました。中でも、外資導入を牽引してきた広東省は13.1%減と2ケタの減少を記録。全国シェアは2014年の22.5%から18.5%にまで縮小しました(図表1)。

対内投資の伸び悩みを受け、中国政府は2017年初頭から外資促進策¹を相次ぎ打ち出し、同年10月に開催された中国共産党第19回党大会では、今後の外資導入方針として「ハイレベルな投資・貿易の自由化・利便化策を推進し、市場参入規制を大幅に緩和させる」と宣言しました。

図表1 広東省の対内直接投資の推移



出所) 中国統計局、広東省統計局資料に基づき作成

2017年の対内直接投資額をみると、全国(通年)が前年比7.9%増の8,776億円で過去最高を更新。一方、広東省の同年1～11月期は前年同期比0.06%増にとどまっています。背景には、全国を上回る高い賃金水準、加工貿易の減退、内陸部への投資増などがあると考えられます。こうした中、広東省は、中国政府の外資促進策に基づき、「外資十カ条」を策定。同省の対内直接投資挺入れのための重要政策に位置づけました。

¹ 国務院は1月に「対外開放拡大、外資積極導入に関する若干の措置」(国発[2017]5)を、8月に「外資の成長促進に係る若干の措置に関する通知」(国発[2017]39)をそれぞれ発表しています。

概要

「外資十カ条」は、ビジネス環境の改善や競争環境の整備を目的に、外資企業に対する市場参入規制の一段の緩和、用地保障や金融支援、人材支援、知的財産権保護強化など 10 項目の措置を定めており、主な施策は以下の通りです(図表 2)。

図表 2 広東省「外資十カ条」の概要

市場参入規制の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 外資参入規制の緩和 ❖ 広東自貿区の香港・マカオ向けサービス開放(CEPA枠組み下) 	金融支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 産業基金による支援の強化 ❖ 金融管理・サービス革新の推進 ❖ 外資企業の直接金融による資金調達の支援
外資導入への財政支援強化	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 新規外資プロジェクト導入の奨励 ❖ 外資による増資・生産能力拡大の奨励 ❖ 地域本部の設置支援 ❖ 複数奨励策の同時利用の推進 	人材支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 外国人材向け「優粵カード」^(注)の発行対象、優遇措置の拡大 ❖ 人材奨励措置の強化
用地確保の強化	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 製造業外資プロジェクト用地の確保 ❖ 外資企業の「三旧改造」(古い町・農村・工場の再開発)の支援 ❖ 企業本部の用地確保 ❖ 外資プロジェクトの用地コスト削減 ❖ 外資プロジェクト工業用地の譲渡期間の規制緩和 ❖ 外資プロジェクトのリースによる土地利用支援 	知財権保護の強化	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 知財権保護体制の改善 ❖ 知財権サービス体制の改善
研究開発・イノベーションの支援	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 外資研究開発機関の設立支援 ❖ 外資企業の研究開発、イノベーション環境の改善 ❖ 外資企業の研究開発成果の事業化 	投資・貿易の利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 地方政府への外資認可権限委譲 ❖ 外資関連サービスの改善 ❖ 貿易利便性の向上
		重点産業園区の外資誘致環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 重点産業園区に対する優遇策拡大 ❖ 産業園区の発展奨励措置の強化
		外資保護体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 外資導入体制の強化 ❖ 外資導入奨励策の整備

(注)人材誘致を目的に発行されるカードで、保有者やその配偶者は企業所在地の戸籍保有者と同等の社会福祉などの待遇を享受できる。

1.市場参入規制の緩和

市場参入規制の緩和措置では、対象地域を広東自由貿易試験区(以下、広東自貿区)と広東省全域に分け、広東自貿区においては、製造業で特殊用途自動車、新エネ車製造に対する外資持株比率の規制を緩和。サービス業では船舶設計、リージョナルジェット・汎用機メンテナンスなどの分野で外資持株比率の規制を撤廃しました。広東省全域では、人的資源サービス機関やガソリンスタンドの建設、運営で外資の持分比率制限を撤廃しています。

また、香港と中国本土との経済貿易緊密化協定(CEPA)の枠組みの下、広東自貿区での香港・マカオ事業者向けサービス業開放措置を盛り込みました。具体的には、共同経営弁護士事務所の業務範囲拡大や香港の工事建設管理モデルの導入などが挙げられます。

市場参入規制の緩和

対象地域	対象分野	措置内容
広東自貿区 (広東省全域適用の 早期実現を目指す)	・特殊用途自動車の製造 ・新エネルギー車の製造	外資の持分比率制限を 緩和
	・船舶設計 ・リージョナルジェット・汎用航空機のメンテナンス ・国際海上輸送会社 ・鉄道旅客輸送会社	外資の持分比率規制を 廃止
	・外商投資銀行 ・生命保険会社	外資の持分比率制限、及び業務範囲制限を 緩和
	・区内で設立された外商独資プロモーションマネジメント機関	中国全土でのサービス提供を 解禁
広東省全域	・人的資源サービス機関 ・ガソリンスタンド (注)同一の外国人投資家が 30 店を超える支店を設立し、複数のサプライヤーから供給される種類の異なる、ブランド製品油を販売するガソリンスタンドチェーン	外資の持分比率制限を 廃止
	・証券会社 ・証券投資基金管理会社 ・先物会社	外資の相対的持分支配を 解禁 （比率要求あり）
	・インターネットサービス提供の場所運営 ・コールセンター業務	外商投資を 解禁
広東自貿区	香港・マカオ向けサービス業開放措置 (CEPA 枠組み下) ・香港・マカオ・中国本土による共同経営弁護士事務所が受理、請負う法律事務範囲の拡大を推進 ・工事建設分野で香港の工事建設管理モデルを試験的導入 ・香港・マカオ路線を国内特殊航路として管理	

2. 外資導入に対する財政支援強化

外資導入に対する財政支援措置としては、外国企業若しくは外資系企業による投資、多国籍企業の本部設立に対し、奨励金が付与されることになっています。例えば、外国企業が5千万米ドル以上(年間合計額、株主借入金を除く。以下同)の新規投資(不動産及び金融関連を除く。以下同)を行った場合、1億元を上限に投資額の2%以上が奨励金として与えられます。また、既存外資系企業が3千万米ドル以上の増資を実施した場合も同様に適用されます。フォーチュン誌「グローバル500企業」など要件を満たした世界トップ企業の製造業向け新規投資・増資(投資額1億米ドル以上)の場合は、個別交渉によりプロジェクトの内容や金額に応じて財政支援が提供されます。但し、いずれの奨励策も2017年から2022年までの時限措置となっています。

「外資十カ条」はこのほか、財政的に余力のある省内の地方政府に対して、独自の奨励措置を導入するよう呼びかけており、更なる財政支援措置が期待されます。

外資導入への財政支援強化

・新規投資

適用対象	適用条件	措置内容
全業種(不動産及び金融関連を除く)	投資額 5 千万米ドル以上(注)	年間投資額の 2% 以上の奨励金を付与、最高で 1億元
フォーチュン誌「グローバル 500 企業」 業界トップクラス企業	製造業分野 投資額: 1 億米ドル以上(注) IAB(次世代IT/人工知能装置/バイオケミカル)分野 NEM(新工ネ、新素材)分野 投資額 3 千万米ドル以上(注)	プロジェクトの内容・金額に応じて重点支援

・増資・増産

適用対象	適用条件	措置内容
全業種(不動産及び金融関連を除く)	増資額: 3 千万米ドル以上(注)	年間投資額の 2% 以上の奨励金を付与、最高で 1億元
フォーチュン誌「グローバル 500 企業」 業界トップクラス企業	製造業分野 増資額: 1 億米ドル以上(注)	プロジェクトの内容・金額に応じて重点支援

・本部新設

適用対象	適用条件	措置内容
多国籍企業	本部/地域本部の新設 投資額: 1 千万米ドル以上(注)	年間投資額の 2% 以上の奨励金を付与、最高で 1億元
	省級財政貢献: 1 億元以上(初めて 1 億元に達した年に限定)	「省級財政貢献 × 30%」を奨励金として付与、最高で 1億元

(注) 株主借入金を除く

3. 用地確保の強化

用地確保の支援としては、投資実行額が 10 億元以上の製造業プロジェクトや、条件を満たした多国籍企業の本部設置に対し、省政府と市政府が共同で土地確保を支援するほか、一定の要件を満たした工業プロジェクトに対して用地コスト削減策を適用します。

用地確保の強化

項目	対象分野	措置内容
製造業プロジェクト	投資実行額 10 億元以上	省政府と市政府が土地確保を支援
「三旧改造」(古い町/農村/工場の再開発)を支援	外資系企業名義の保有建設用地(2009 年 12 月 31 日前に取得した用地)	「三旧改造」の対象に組み入れ支援
企業本部の用地確保	重点外資本部(注)	省政府と市政府が土地確保を支援
用地コストの削減	広東省の優先発展産業で、集約した用地での工業プロジェクト	土地譲渡価格を全国工業用地最低価格基準の 70% に設定
土地リース支援	リースによる用地取得	リース期間内の建物等の転貸/抵当を容認

(注) フォーチュン誌「グローバル 500 企業」 業界トップクラス企業が設立した本部及び地域本部

4. 研究開発・イノベーションの支援

研究開発・イノベーションの支援では、外資系企業の研究開発機関設置支援を目的とした財政支援や、認定を受けた外資系研究機関の開発用品の輸入関税などの免除といった税優遇策が施されます。また、外資による研究開発成果の事業化支援として、政府調達リストへの外資製品の採用が奨励されます。

研究開発・イノベーションの支援

項目	対象分野	優遇措置
R&D 機関設立支援	外資系企業と省内企業などの共同研究開発機関設立(2017～2022年)	省政府の認定レベルに応じて奨励金(100万円～1千万元)を付与
R&D の環境改善	認定を受けた外資系 R&D センター	開発用品の輸入関税、増値税、消費税を免除など 国産設備の増値税を全額還付
外資の研究開発成果の事業化支援	外資系企業の製品	政府調達のイノベーション製品リストへの採用を奨励

5. 金融支援の強化

金融支援では、2017年11月に設立された広東省政府系ファンド「広東省産業基金」が外資系企業に対して投資を支援。広東自貿区ではこの他、海外機関の国内人民元外貨口座(NRA)体系の活用推進やクロスボーダー借入/貸付の規制緩和など既に打ち出された各種政策を支持する姿勢が改めて表明され、今後、外資系企業による関連取組みが実施しやすくなることが期待されます。

金融支援の強化

項目	対象分野	措置内容
産業基金による支援強化	・フォーチュン誌「グローバル500企業」 ・業界トップクラス企業 ・省内企業が海外で買収・合併した企業	広東省政府基金が株式投資で省内投資を支援
【広東自貿区】 管理及びサービスの革新	海外機関	海外機関の国内人民元外貨口座(NRA)体系に基づいた「NRA+」を試験導入
	外資系企業(区内)	・マクロブルデンス方式による双方向クロスボーダー貸付/借入を支持 ・外債枠(上限=純資産×2)内のオフショア借入(人民元/外貨)を支持
		・自貿区内/海外での債券発行を支援 ・海外で起債して調達した資金の資本金としての還流を支援
	外資系多国籍企業が区内で設立・経営するメンバー企業/投資先企業(財務会社を含む)	・区内子会社/投資先企業(財務会社を含む)を主幹事としたクロスボーダー人民元プーリング業務を支援
	オペレーティングリース会社	航空機・船舶を対象とする外貨建てオペレーティングリース業務の試行を推進
	ファイナンスリース会社(区内)	外貨決済業務の試行を推進
直接融資	外商投資企業	国内上場、「新三板」上場等の際は民営企業と同待遇を付与

6. その他措置

人材支援の強化、知財権保護の強化、投資・貿易利便性の向上、重点産業園の外資優遇強化、外資保護体制の整備の主な措置は以下の通りです。投資審査や居住ビザ発行、貨物通関といった行政手続きの利便化措置には広東省独自の新政策も含まれており、企業の事務/物流コスト削減につなげることが期待されます。

人材誘致

項目	対象分野	措置内容
人材「優粵カード」の発行	外資系企業の高級管理職、など	居住ビザや出入国、医療などの分野で優遇措置
業務の効率化	在留ビザ発行	・在留期限が最長5年のビザを申請可 ・手続き所要時間を半減

知財権保護の強化

項目	措置内容
知財権保護体制の整備	中国(広東)知的財産権保護センターの建設加速
	外資系企業の商標権保護の厳格化
	インターネット、電子商取引、ビッグデータといった分野の知的財産権保護ルール・規範の制定

投資・貿易手続き

項目	対象分野	措置内容
行政許可権限の地方政府向け委譲	一部プロジェクト(映画館/営利性医療機関/旅行会社/ガソリンスタンド/船舶設計・製造・メンテナンス)に関する外資企業の設立・変更の関する審査業務	業務を省政府から市政府(将来的には国家級開発区)に委譲
	国家规定により省政府が実施する外資プロジェクトの照合(核準)業務、など	
税金関連の利便化措置	外資系企業及びその分公司(条件あり)	増値税の一括納付及び分公司の現地納付を容認
	海外投資者	利益配当を奨励類への直接投資に当てる場合、源泉所得税の徴収を暫定免除(条件あり)
業務の効率化	投資審査手続き	審査手続き及び所要期間を4分の1短縮
	貨物通関手続き	所要期間を3分の1短縮

重点産業園区の外資誘致環境の改善

項目	対象分野	措置内容
行政手続きの簡素化	国家開発区	「行政審査局」(注1)モデル導入による審査手続きを簡素化
重点産業園区の優遇策拡大	省東部・西部・北部の省レベル以上の開発区	産業移転向け関連政策を実施
	国家レベルの開発区内に新設の外商投資プロジェクト	深セン・前海・珠海・横琴の企業所得税優遇リスト(注2)を参考に、所在地への直接的な経済貢献に応じ一定の奨励金を付与

(注1) 審査・認可の機能・権限集約化を目的として設立された機関

(注2) 優遇リストに組み入れられた事業を主要業務とするなど、一定の要件を満たした企業に対する企業所得税優遇向けのリスト

外資導入体制の整備

項目	措置内容
外資導入体制の強化・整備	省、市政府が主導して外資導入体制を整備
	外資系企業の苦情受理体制を整備
	各地の外資誘致活動を規範化

* * *

広東省政府は2018年3月初旬までに「外資十カ条」の細則を発表する予定です。また前述のように省内の地方政府に対して独自の奨励措置を導入するよう呼びかけていることから今後、省内各地方政府で独自の奨励策を発表することも考えられます。広東省商務庁は「外資、特に大企業の要望に応えた施策であり、外資はメリットを実感できる」と期待を示していますが、当局の期待のように、広東省が「外資十カ条」を梃子に外資誘致の拡大につなげることができるのか注目されます。

(執筆: 株式会社三井住友銀行 コーポレート・アドバイザー本部 香港グループ)

本誌内容に関するご照会は、お取引店までご照会ください。